

津和野町高額介護サービス費等給付金支払要綱をここに公布する。

令和8年6月5日

津和野町長 下森 博之

津和野町告示第54号

津和野町高額介護サービス費等給付金支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第51条第1項の高額介護サービス費、同法第51条の2の高額医療合算介護サービス費及び同法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給、同法第61条の2の高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに健康保険法(大正11年法律第70号)第115条の2及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第85条の高額介護合算療養費(以下「高額介護サービス費等」という。)に係る給付費のうち、時効によりこれらの法律の規定に基づき支給することができないもので、被保険者の責によらない原因によって生じたものに相当する額(以下「支給不能金」という。)につき、高額介護サービス費等給付金(以下「給付金」という。)を支払うことにより、被保険者の不利益を補填するとともに、行政に対する信頼の回復を図り、もって公正な行政運営に資することを目的とする。

(支払の根拠)

第2条 給付金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2の規定に基づく支出とする。

(給付金の支払対象者)

第3条 町長は、支給不能金が生じたときは、当該支給不能金に係る被保険者(以下「支払対象者」という。)に対し給付金を支払う。

2 前項の場合において支払対象者に係る相続があった場合は、支払対象者の相続人に対し給付金を支払う。

3 町長は、支給不能金が生じた支払対象者又はその相続人(以下「支払対象者等」という。)の虚偽その他不正な手段により生じた場合等においては、給付金を支払わないものとする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、高額介護サービス費等を支給すべきであった年度の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2の2第2項から第12項まで及び第22条の3第1項から第9項まで、第29条の2の2第1項から第12項、第29条の3第1項から第3項まで、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第43条の2から第43条の4第1項まで並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第16条の2から第16条の4第1項までの規定を適用し、当該規定に基づき算定した額とする。

(給付金の通知)

第5条 町長は、給付金を支払うときは、支払対象者等にその額等を通知するものとする。

(給付金の支払)

第6条 町長は、前条の規定により通知したときは、速やかに給付金を請求者に支払うものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。